

新宿区 第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画 (素案)

1 計画のあらまし (P1~P3)

新宿区の大都市としての特性

- 乗降者数世界一の新宿駅をはじめとした オフィス街・繁華街を抱える大都市としての特性
- 全国から人が集まり日々変化を続ける、にぎわいのまち

一方で…

- 景気動向その他さまざまな理由で流入するホームレスへの支援の在り方は大きな都市問題のひとつになってきました。

これらの点から、ホームレス対策は新宿区の重要課題でありつづけてきました。そこで、わたしたちは、計画策定を通して、積極的なホームレス支援を推進してきました。

平成18年2月「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」[※]を策定

※以下、「推進計画」と記載

その後、第Ⅱ期、第Ⅲ期、第Ⅳ期にわたり、推進計画による支援を実施してきました。

結果…ピーク時路上生活者数 1,102人 (平成16年8月) → 75人 (令和6年1月)
 この間、1,027人、93.2%減少

(参考 同時期の東京23区路上生活者数 5,497人 → 372人)

都区共同事業による自立支援システムの効果もあり、着実に減少しました。

一方で…

- 課題
- ① 近年の路上生活者数は、減少傾向がゆるやかになっています。
支援を受けても、再度路上生活を始めてしまうかたもいます。
 - ② 路上生活の長期化・高齢化が進んでいます。
相談の内容も、複雑になっています
 - ③ 終夜営業店舗を転々とする「見えにくいホームレス」も存在します。

現行の第Ⅳ期推進計画を継承し、質的な変化を踏まえた施策展開を図るため、
「新宿区第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」
 を策定します

2 計画の位置づけと計画期間 (P3~P4)

(1) 計画の位置づけ (P3)

第9条2項「前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む、以下同じ。）は…基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。」

(ア) 法律上の位置づけ

根拠となる法律：「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

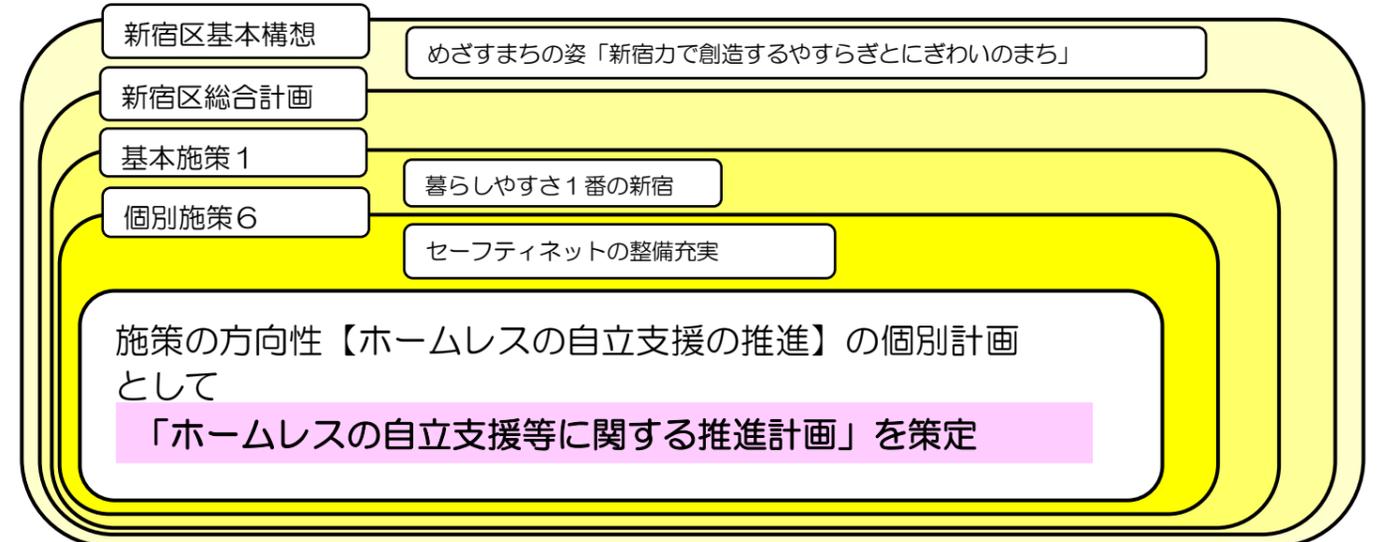


国方針：「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」
 都計画：「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」

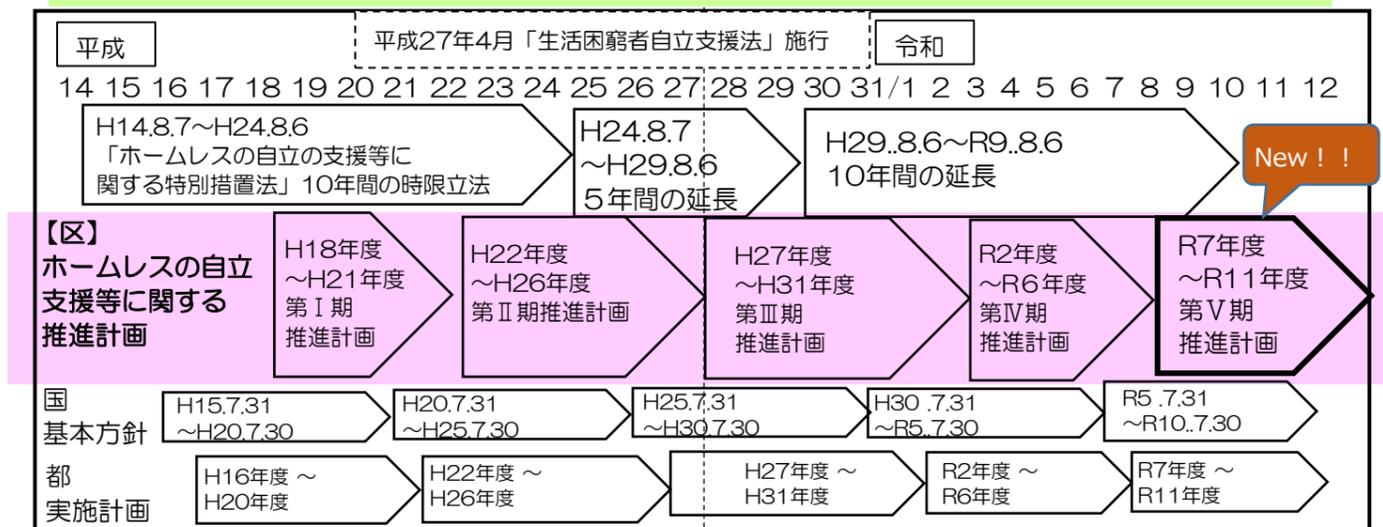
国「基本方針」、都「実施計画」に即しホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため、

「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定

(イ) 区の上位計画と関連した位置づけ

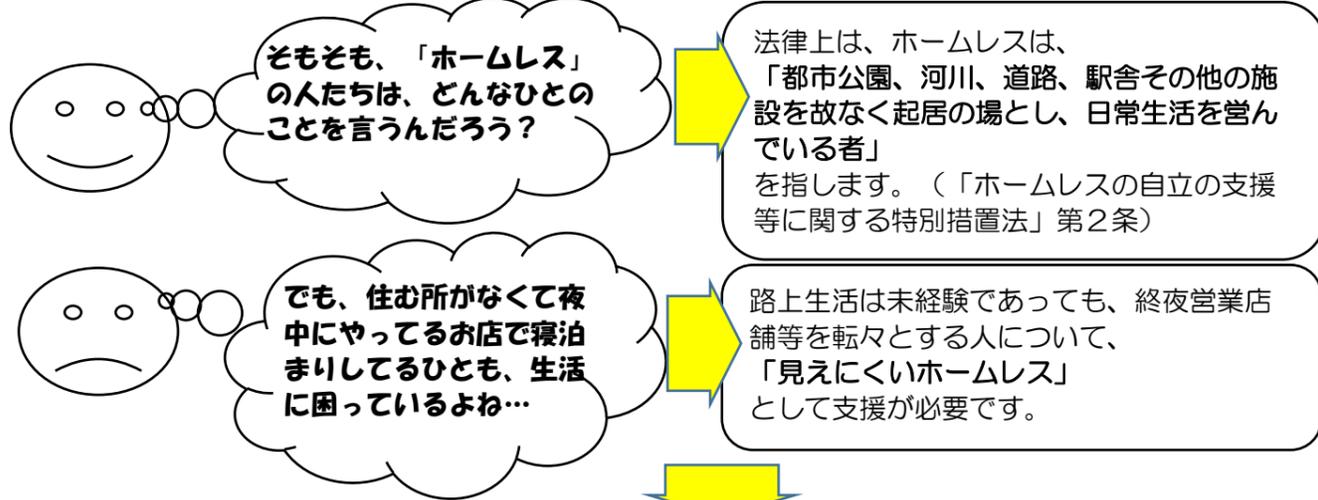


(2) 計画期間 (特別措置法、国方針、都計画の期間の対応) (P3~P4)



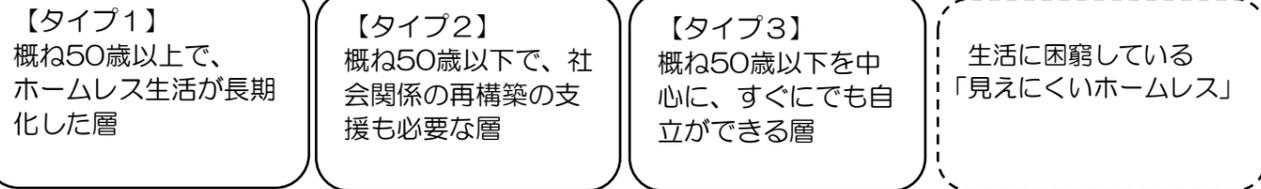
3 計画の構成と見直し (P4~P9)

(1) ホームレスの定義とタイプ (P4~P6)



第Ⅳ期推進計画では、ホームレスを3つのタイプに区別し、態様や支援の段階に応じた、総合的な施策を展開することにしました。また、「見えにくいホームレス」も支援の対象にしました。

【3つのタイプ】



第Ⅴ期推進計画では、「見えにくいホームレス」の実態を把握しアプローチの強化を図るため、【タイプ4】として位置付けます。

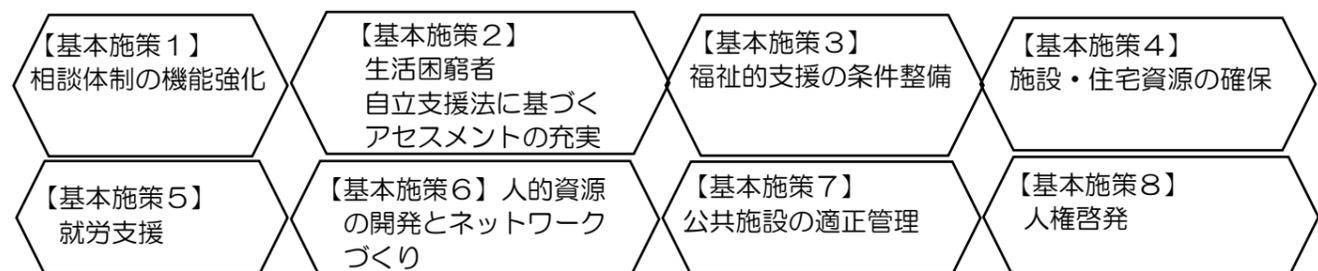
【4つのタイプ】



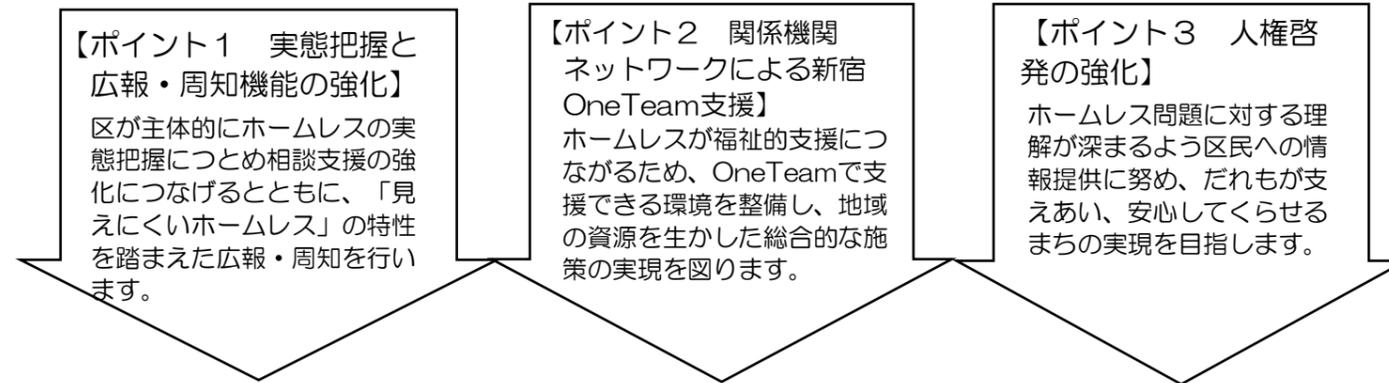
(2) 八つの基本施策 (P6~P8) (3) 見直しのポイント (P8~P9)

(ア) 第Ⅳ期推進計画までの基本施策の整理 (P43~P65)

第Ⅳ期推進計画では、以下の八つの基本施策を軸として事業を展開しました。

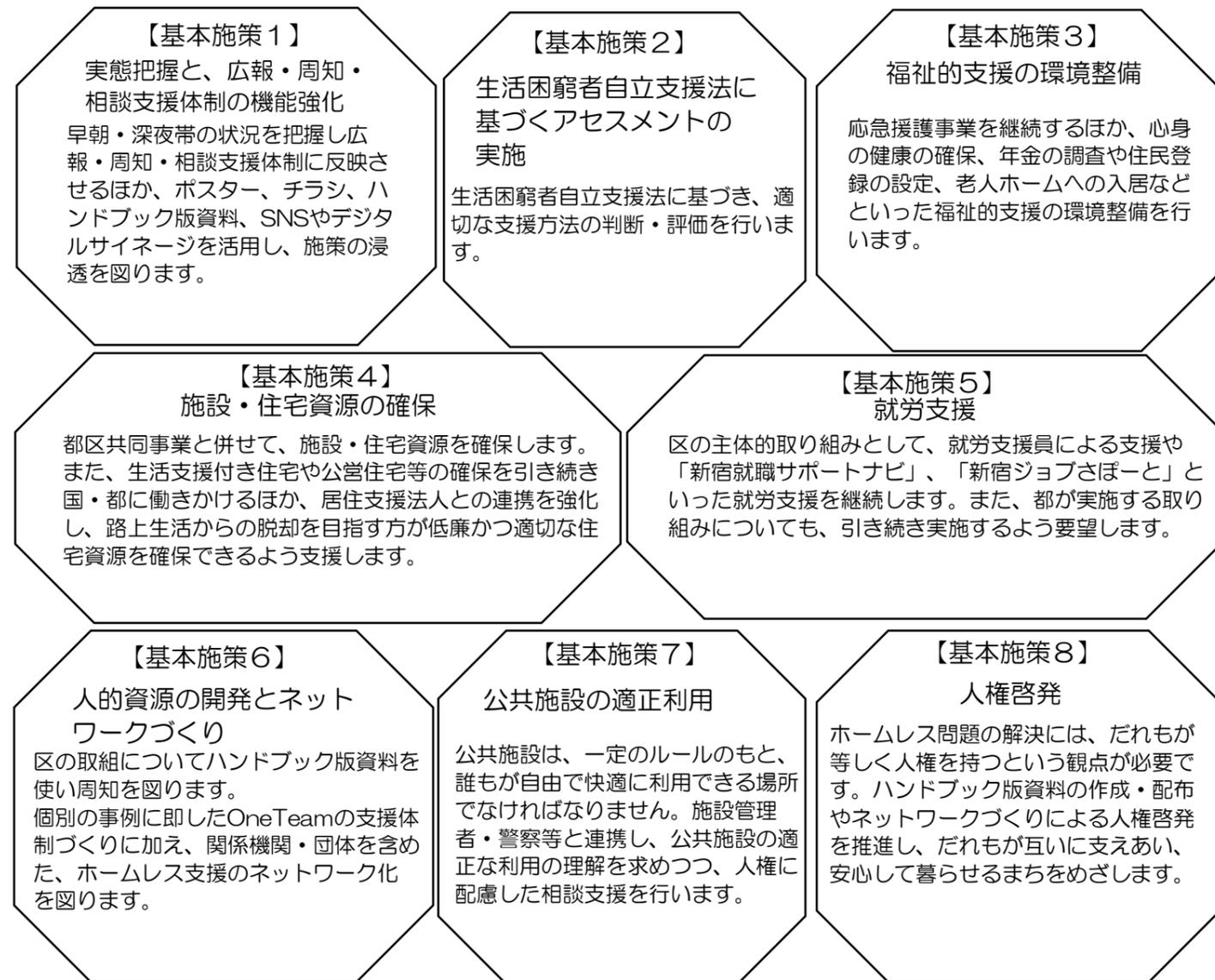


(イ) 三つの見直しの反映 (P8~P9)



(ウ) 第Ⅴ期推進計画における八つの基本施策 (P6~P8, P74~P89)

第Ⅴ期推進計画では、第Ⅳ期推進計画の取組を基本的に継承しつつ、「(イ) 三つの見直し」を反映した施策の展開を図ります。



【担当】新宿区福祉部 生活福祉課 生活支援係
〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号 電話 03(3209)1111 Fax 03(3209)0278